

茨城県土砂等による土地の埋立て等の 規制に関する条例の一部改正について

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課
令和7年1月28日（火）

改正概要について

改正概要について

- これまで、土砂による土地の埋立て等(5,000㎡以上)に関しては、県残土条例において規制
- 2023年5月に施行された「盛土規制法(2025年4月運用開始)」と規制内容の一部重複する部分等を整理するとともに、不法・危険な盛土等の発生を防止する新たな制度(登録ストックヤード制度)創設等を踏まえ、県残土条例を改正していく。

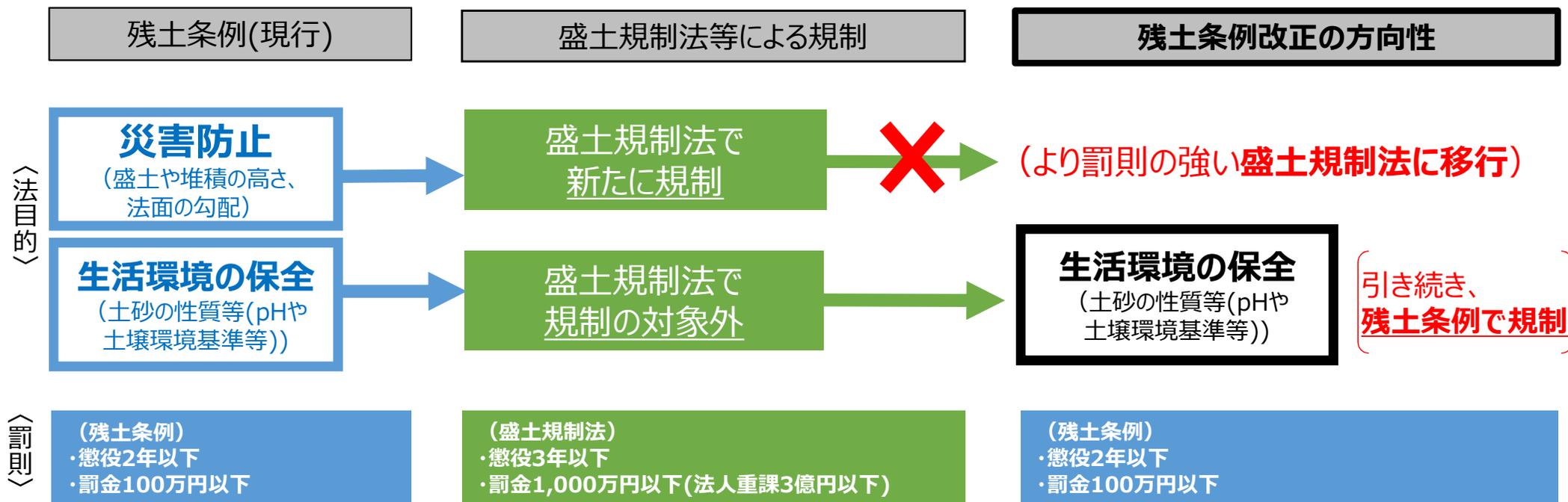
施行日

令和7年4月1日予定（条例・規則とも）

※盛土規制法の区域指定（運用開始）と同日。

改正概要について

(1) 盛土規制法と重複する規制等の整理

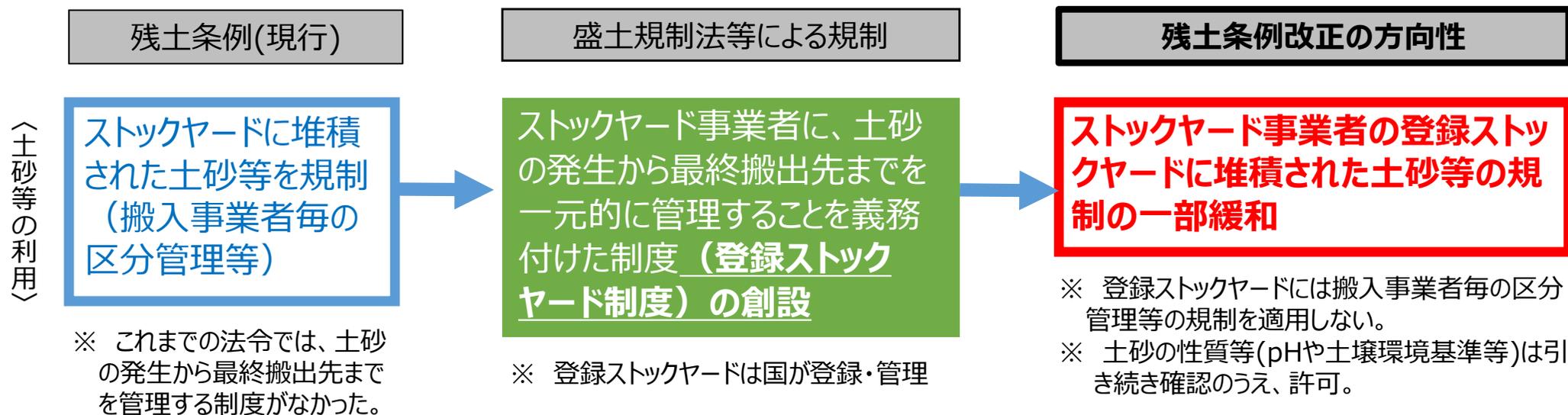


(2) 県の許可対象面積の引下げ (5,000㎡以上→3,000㎡超)



改正概要について

(3) 登録ストックヤード制度創設を踏まえた所要の改正



(4) 市町村の独自規制を可能とする規定の追加

